

県北振興局専決許可 - 新規許可申請を受け付ける漁業 -

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
機船船びき網漁業	2 そうびぎ船びき網漁業（薄香地区）	<p>1. 共同漁業権北共第33号の区域</p> <p>2. 共同漁業権北共第17号の区域 ただし、平戸市大久保町イナリ崎と松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻を直線で結んだ線以南の区域を除く</p> <p>3. 共同漁業権北共第6号の区域 ただし、平戸市田助町灯明崎と平戸市田平町大瀬崎北端とを結ぶ線以南の区域、平戸市田平町横島西端から真方位180度の線、同市同町横島曲崎南端と同市同町岳崎北東端とを結ぶ線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く</p> <p>4. 共同漁業権北共第7号の区域 ただし、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域に限る</p> <p>イ 平戸市田平町福崎免長戸鼻突端標識から真方位45度700メートルの地点</p> <p>ロ 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識と平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識を結ぶ直線上の松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識から1,500メートルの地点</p> <p>ハ 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度2,000メートルの地点</p> <p>ニ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度1,000メートルの地点</p> <p>ホ 松浦市星鹿町青島免伊豆島西端から真方位0度750メートルの地点</p> <p>ヘ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度500メートルの地点</p> <p>ト 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度1,500メートルの地点</p> <p>チ 松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識と平戸市大島村西宇戸大賀鼻標識を結ぶ直線上の松浦市御厨町竜尾川河口西岸標識から1,100メートルの地点</p> <p>リ 平戸市田平町福崎免一六の波止の元と松浦市御厨町波津崎新波止の元を結ぶ直線の中央と、イを結ぶ直線上イから500メートルの地点</p>	8月25日から2月28日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県平戸市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和6年3月12日から令和6年4月12日	<p>①申請理由書</p> <p>②申請者の住民票の抄本 (法人にあっては、定款及び登記簿抄本)</p> <p>③事業計画書</p> <p>④漁具漁法説明書</p> <p>⑤漁業権者の同意書</p> <p>⑥漁業許可の適格性に関する申立書</p>	<p>1. 操業時間 夜間（日没から日の出まで）操業してはならない。</p> <p>2. 船体表示 当該許可を受けた船舶（船外機船又は船内外機船を除く）は、船尾に船名を文字の大きさ15センチメートル以上で明瞭に表示しなければならない。</p>	(許可日)から令和9年7月31日まで